

(2) 法規制状況

項目	吉城園周辺地区												
奈良県風致 保全方針 地区別保全 方針	<p>春日山風致地区ゾーン1(保護区域)</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則的に現況を凍結的に保全する。 建築物・工作物の建て替え等については歴史的景観を保全するため、意匠形態等現況を踏襲し伝統的和風様式のものとする。 工作物についても自然材での仕上げあるいは伝統色による彩色等周辺との調和を図る。 樹林については管理・維持目的以外では伐採は行わないものとする。樹林内あるいは樹林に接する工作物等については、近・中景で見ても高さや仕上げにおいて森林の中で目立たないものとし、周囲に極力緑化を施す。 												
同 ゾーン別 指針	<p>【基準】(建築物の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">建築物</th> </tr> <tr> <th>屋根</th> <th>形状</th> <th>切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>部材・色彩</td> <td>和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外壁</td> <td>外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</td> </tr> </tbody> </table>	建築物			屋根	形状	切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。		部材・色彩	和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。		外壁	外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。
建築物													
屋根	形状	切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。											
	部材・色彩	和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。											
	外壁	外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。											

(2) 法規制状況

項目	吉城園周辺地区								
奈良市風致 地区条例	<p>第1種風致地区</p> <p>風致地区内において以下の行為をするときは、条例に基づき許可を要する 【許可を要する行為及び基準】</p> <table border="1"><thead><tr><th>許可を要する行為</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 建築物の新築、増築、改築又は移転</td></tr><tr><td>2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが 1.5m以下のものは 許可不要</td></tr><tr><td>3. 建築物その他の工作物の色彩の変更</td></tr><tr><td>4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しく は干拓 ※ただし、面積が 10 m²以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5mを超えるのりを 生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が 10 m²以下の水面の埋立 て又は干拓は許可不要</td></tr><tr><td>5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木 竹の伐採などは、許可不要</td></tr><tr><td>6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要</td></tr><tr><td>7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</td></tr></tbody></table>	許可を要する行為	1. 建築物の新築、増築、改築又は移転	2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが 1.5m以下のものは 許可不要	3. 建築物その他の工作物の色彩の変更	4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しく は干拓 ※ただし、面積が 10 m ² 以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5mを超えるのりを 生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が 10 m ² 以下の水面の埋立 て又は干拓は許可不要	5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木 竹の伐採などは、許可不要	6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要	7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
許可を要する行為									
1. 建築物の新築、増築、改築又は移転									
2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが 1.5m以下のものは 許可不要									
3. 建築物その他の工作物の色彩の変更									
4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しく は干拓 ※ただし、面積が 10 m ² 以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5mを超えるのりを 生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が 10 m ² 以下の水面の埋立 て又は干拓は許可不要									
5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木 竹の伐採などは、許可不要									
6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要									
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積									

(2) 法規制状況

項目	吉城園周辺地区
文化財保護法	<p>奈良公園(国指定名勝)</p> <p>【現状変更等の制限】</p> <ul style="list-style-type: none">・現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を要する。(文化財保護法第125条第1項) <p>【行為実施にあたっての留意事項等】(「名勝奈良公園保存管理・活用計画」平成23年3月)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none">・地形の改変は最小に留めることを基本とする。・周辺の景観と調和に配慮し、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法を検討し、実施する。・行為対象地において重複する有形文化財、記念物等の文化財については、対象となる文化財の保存・保全を原則として、必要に応じて文化庁と協議を行うなど、名勝奈良公園を構成する本質的価値を構成する要素への影響に配慮した方法を検討し、適切な措置を講ずる。・大規模となるものや恒久的な工事等となる行為においては、将来に亘る名勝の価値の維持向上に資するため、計画的に実施する。・名勝として適切な行為内容とともに、行為の対象に関連する法制度等(歴史的風土特別保存地区、風致地区等)に準拠し、その取扱の整合を図る。</div>
奈良県文化財保護条例	<p>旧正法院家住宅(県指定有形文化財)</p> <p>【現状変更等の制限】</p> <ul style="list-style-type: none">・現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を要する。(奈良県文化財保護条例第18条第1項)

1) 吉城園周辺の成り立ち

① 興福寺境内として発達

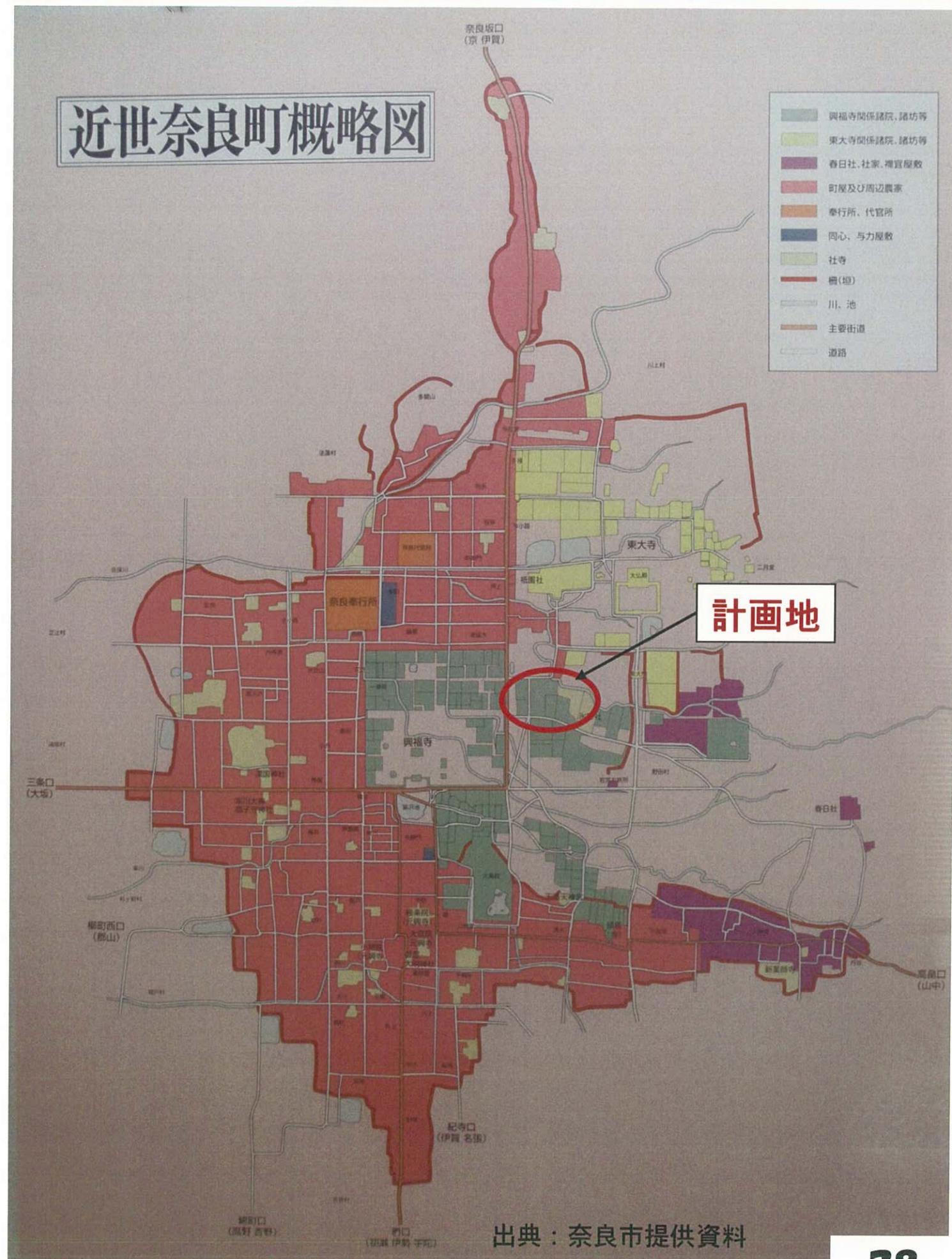
■中世

- 中世奈良は、11世紀から12世紀にかけて、興福寺、東大寺、元興寺、そして春日大社周辺に門前郷が発達して形成された。
- 門前郷は、辻子（街区内細街路）を核に集落を形成しながら、それぞれが属する社寺境内の保全を目的に、周囲の原野や空閑地の囲いこみを競った。
- 計画地では、興福寺郷の一つである東御門郷が形成されていた。

■近世

- 近世においても、計画地には、名勝指定理由にも挙げられる「興福寺境内」として、関係諸院・諸坊等が建てられていた。
- このように、中世から近世にかけて、計画地は、隣接する氷室神社を中心とした東大寺関係諸院・諸坊等や町屋との関わりを深めながら、「興福寺境内」として、門前郷とともに発達してきた歴史を有している。

中世から近世にかけて、興福寺境内として
関係諸院・諸坊等が建てられてきた
地域形成の過程(歴史的背景)への配慮が必要



出典：奈良市提供資料

1) 吉城園周辺の成り立ち

② 南都八景に選ばれた景勝地

- 南都八景は、寛政6年（1465）に初見され、我が国でも最も初期に選定された八景である。
- 南都八景には、東大寺や興福寺にゆかりのある風光明媚な秀景の地所が選ばれ、四季折々の美しい情景を捉えたものとして人々に慕われ、以降の旅の道中案内記や名所図会等にも度々とりあげられた。
- 該当地区に含まれるみどり池園地には、轟橋行人と雲井坂の雨の2景が位置している。

室町時代より、景勝地として人々に慕われてきた歴史的背景への配慮が必要

第5景 轰橋行人



出典：『絵本通宝志』（享保15年（1730）刊）金沢美術工芸大学所蔵

南都八景

- | | |
|----------|----------|
| 1. 春日野の鹿 | 5. 轰橋行人 |
| 2. 三笠山の雪 | 6. 雲井坂の雨 |
| 3. 猿沢池の月 | 7. 東大寺の鐘 |
| 4. 佐保川の蛍 | 8. 南円堂の藤 |



南都八景図（部分）（古磯明誉筆）

出典：奈良県立美術館編『日本美術と鹿』，1998

第6景 雲井坂の雨



出典：『絵本通宝志』（享保15年（1730）刊）金沢美術工芸大学所蔵

1) 吉城園周辺の成り立ち

③ 興福寺元境内として名勝指定（大正11年）

- 当該地区は、東大寺と興福寺の寺領が入り組む地域で、幕末には、興福寺の子院である摩尼珠院（現吉城園）、世尊院（現国際奈良学セミナーハウス）があったところといわれる。
- 名勝指定文（大正11年指定）には、「春日山花山若草山等ノ山林」の自然的要素と、「**興福寺元境内及ビ春日野**」、「東大寺手向山神社等ノ境内地」、「風致上必要ナル民有地」の人文的要素が調和する良好な風致が形成される公園地として指定された。

**名勝指定理由である
「興福寺旧境内が形成する良好な風致」の保存管理は大前提**



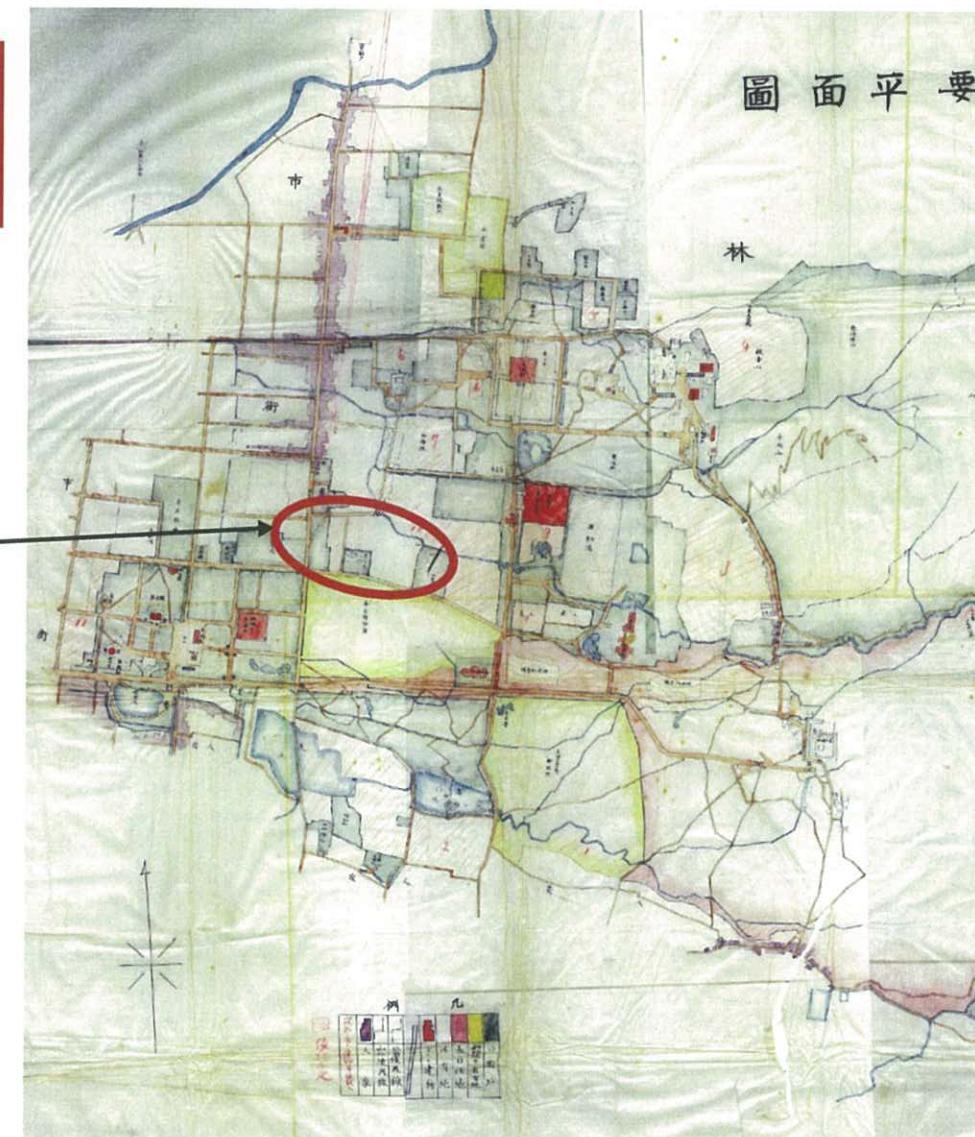
興福寺旧境内地図

出典：奈良県立橿原考古学研究所

名勝奈良公園 大正11年3月8日 指定文

奈良縣ノ經營ニ属シ明治十三年**興福寺元境内及ビ春日野等約四万三千坪ノ地ヲ劃シテ公園ト爲シタルニ始マル**、後春日山花山嫩草山等ノ山林及東大寺手向山神社ノ境内地ヲ編入シ更ニ風致上必要ナル民有地ヲ買收シ以テ今日ノ區域ヲ成スニ至レリ

名勝指定時（大正11年）の奈良公園平坦部



出典：「奈良公園地及隣接地概要平面図
(文化庁記念物課所管資料『大正十年七月十五日奈良縣教第四一四九号添付』)